



市民の声を市政に反映

杉森ひろゆき

市議会議員 ニュース

杉森弘之後援会広報委員会発行

683号 2017年11月7日

〒300-1235 牛久市刈谷町1-41-8

TEL・Fax : 870-0335

携帯 : 090-5587-7693

Mail : sugimori@max.hi-ho.ne.jp

政府が無償住宅の提供打ち切り

原発被災者に住宅支援を^{③-②}

第3回定例会一般質問 Ⅷ

杉森議員は第3回定例会で、福島第一原発事故と東海第2原発について一般質問した。今号はその②を掲載する。

牛久市議会も意見書

【杉森議員の質問】牛久市議会はまた、本年6月の第2回定例会において、「原発事故避難者に対する住宅支援の復活を求める意見書の提出について」を全会一致で可決しました。同意見書は、「事故から6年以上経過したが、今なお多くの福島県民が自主避難も含めた避難生活を余儀なくされている。…しかし、政府と福島県は、避難指示区域外からの避難者に対する無償住宅提供を本年3月末ですでに打ち切っている。

住宅は最も基本的な生活の基盤であり、避難者は無償住宅提供を打ち切られたことにより、経済的な困窮に陥っていることが容易に想像される。よって、国会及び政府は、こうした

(次頁に続く)

総選挙を評す

森友・加計問題の追及から逃れ、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の核ミサイル問題を最大限に利用し、野党の準備不足・分裂状況について行われた、10月22日投開票の衆議院総選挙(定数465議席)。

結果は自民党が、単独で衆議院にある17の常任委員会すべてで委員長を出したうえで、過半数の委員を確保できるいわゆる「絶対安定多数」の261議席を上回る284議席、さらに公明党の29議席を合わせて自公で憲法改正案を衆議院で可決できる3分の2の311議席を上回る313議席を獲得し、議席数の上では文字通り圧勝した。

しかし、自民党の絶対得票率は小選挙区で24.98%、比例で17.49%程度に過ぎず、比例代表の議席においては自民党66議席に対し、立憲民主と希望を合わせると69議席と逆転している。自民党は文字通り野党分裂で勝利しただけだ。

実際、安倍首相に対する支持率は30%以下、朝日新聞の10/1調査では安倍内閣に対する支持は36.9%に過ぎず、不支持が46.3%と上回っている。

安倍首相は数の力で憲法改悪を推進しようとしており、原発再稼働推進、消費税増税、労働法制改悪、さらには米トランプ大統領と連携による北朝鮮への摩擦激化=戦争の危険性が懸念されている。

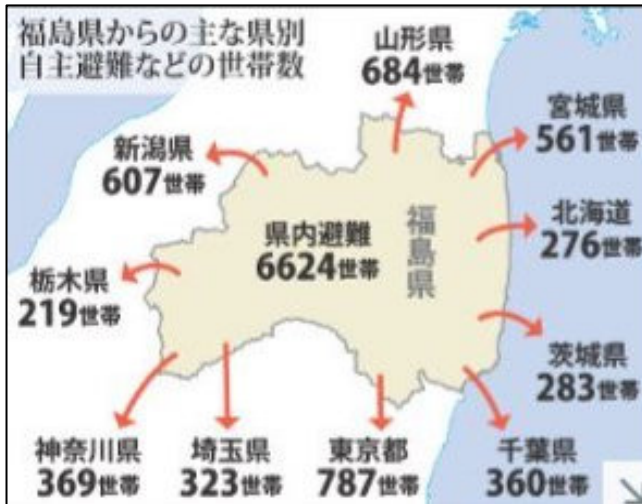
我々は市民と野党との協力を強め、安倍政権の危険な企みに反対して行こう。2018年県議選、2019年統一自治体選挙、参院選も迫っている。野党共闘の推進こそ、安倍のお友達政治、格差拡大、原発事故再発、戦争の危機から脱却する唯一の道である。

2017年第4回 牛久市議会定例会予定

(開会時刻はすべて10時)

11/30	木	開会、議案提案理由説明
12/4-6	月-水	一般質問
12/7	木	議案質疑、委員会付託
12/8	金	総務常任委員会
12/11	月	教育民生常任委員会
12/12	火	産業建設常任委員会
12/14	木	質疑・討論・採決、閉会

(前頁から続く)



状況を十分に理解し、自主避難者を含めた避難者に対する住宅支援を復活するための必要な措置を講じるよう強く要望する」とすると述べています。

牛久市も住宅支援を

積極的に対応したい

このことは、国と県だけに限られたことではありません。市においても、住宅支援のための必要な措置を講じることが求められていると考えますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

【市長の答弁】牛久市のこれからの支援でございますが、現在は1世帯のみとなっておりますが、8月の市長会の中で、福島県の方からまだまだ支援が必要だと聞いております。さらに、先ほど答弁しましたように、この問題は**まだ終わっていない状況**です。それらのことに関して、私たちに支援できることがあれば、私たちは積極的にしたい

と思います。マンパワーの支援も積極的に対応したいと考えます。



働き方改革法案は失格

浅倉むつ子 早稲田大学教授が指摘

生活時間確保の観点から長時間労働の是正を訴えている労働法学者の浅倉むつ子早稲田大学教授が9月22日、働き方改革関連法案について「**法理念が欠落**している」と、労働法制中央連絡会が国会内で開いた総会での講演。

実行計画では、「労働生産性の向上」「労働参加率の向上」「出生率の改善」などの経済政策を進めるための言葉が多く使われている。浅倉教授は特徴をこう指摘した上で「働き手の基本的人権と、経営者の経済権との相克(せめぎ合い)を調整する理念が欠落している」と指摘した。

ドイツでは「**良質な労働**」、ILO(国際労働機関)や英国では「**ディーセント・ワーク**(働きがいのある人間らしい仕事)」などの理念が労働政策の基本に据えられているという。日本でも民主党政権時に策定された、国の「望ましい働き方ビジョン」で、非正規労働について「公正な処遇の下でのディーセント・ワークを実現」と記されていた。

「同一労働同一賃金ガイドライン案」についても、賃金を実際の職務に応じて支払うという原則が盛り込まれない不十分さを指摘。

残業上限規制が過労死認定基準の水準となったことに関しては「**ワーク・ライフ・バランス実現のための効果はない**」と述べた上で、「現在では大半の協定が大臣告示(月45時間・年360時間)内でクリアしているが、(月100時間未満、2~6カ月平均80時間の)限度基準に合わせられることになるだろう。長時間労働を助長するグレーゾーンの拡大が懸念される。**逆効果**だと思う」と語った。

1日単位の規制である**勤務間インターバル**(休息时间保障)が、効果が薄い努力義務にとどめられた場合、「一括法案はどうみてもメリットがあまりないと言わざるをえない。**高度プロフェッショナル制度**と一緒にするならば**葬り去るしかない法案**だ」と断じた。

(170926 連合通信)